

鳥取市通話録音機能付電話機等購入補助金交付要綱（改正案）

（趣旨）

第1条 この要綱は、鳥取市補助金等交付規則（昭和42年鳥取市規則第11号。以下「規則」という。）に基づき、鳥取市通話録音機能付電話機等購入補助金（以下「本補助金」という。）の交付に関し、規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（交付目的）

第2条 本補助金は、高齢者に対する特殊詐欺等被害や悪質な電話勧誘等を未然に防ぐための機器の購入に要する費用に対して補助することにより、通話録音機能付電話機等の設置を促進し、特殊詐欺等被害の防止に資することを目的として交付する。

（補助対象者）

第3条 本補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 本市の住民基本台帳に記載されており、かつ居住していること。
- (2) 規則第4条の交付申請時において、満65歳以上の者のみで構成されている世帯の者であること。
- (3) 補助対象者及び補助対象者と同一世帯に属する者に市税の滞納がないこと。
- (4) 当該年度の4月1日以降に通話録音機能付電話機等を購入した者であること。

2 前項に定めるもののほか、市長が本補助金を交付することに特別な事情があると認められた場合は、補助対象者とする。

（補助対象機器）

第4条 本補助金の交付の対象となる機器（以下「補助対象機器」という。）は、架電者に対して事前に通話を録音する旨を自動的に知らせ、かつ当該通話を録音する機能を有する固定電話機又は固定電話機に接続して用いる機器とする~~で~~、補助対象者がその住所地で防犯機能を適切に設定し、実際に使用するものに限る。

（補助対象経費）

第5条 本補助金の交付対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象機器に係る購入費及びその設置に直接要する費用（付随するサービスの加入及び利用に要する費用等は除く。）の合計額とする。

2 前条に規定する補助対象機器は、1世帯につき1台に限るものとする。

（補助金の額）

第6条 本補助金の額は、補助対象経費の額（消費税及び地方消費税を除く。）の2分の1

以内の額（当該額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とし、10,000円を上限とする。

（交付申請の時期等）

第7条 本補助金の交付申請は、補助対象機器の取り付け完了後、市長が定める日までに、鳥取市通話録音機能付電話機等購入補助金交付申請書兼実績報告書（様式第1号）に次の各号に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。行わなければならない。

~~2 規則第4条の申請書に添付すべき同条第1号及び第2号に規定する書類は、次に掲げる書類とする。~~

(1) 申請者の氏名、住所及び生年月日が確認できる公的書類の写し

~~(1)(2)鳥取市通話録音機能付電話機等購入計画書（様式第1号）補助対象経費を購入に係る領収書（購入年月日、購入金額などの記載があるもの）~~

~~(2)(3)購入しようとする補助対象機器の見積書の写し防犯機能が記載されている保証書、カタログ又は取扱説明書等の写し~~

~~(3)(4)購入しようとする補助対象機器の機能が記載されているカタログ等の写し申請者の振込口座の写し~~

~~(4)(5)その他市長が必要と認める書類~~

（着手届を要しない場合）

第8条 本補助金の交付に係る事業は、規則第10条第1項第3号の市長が別に定める場合とし、同項に規定する着手届の提出を要しない。

~~（実績報告）（補助金の交付決定及び交付）~~

第9条 規則第~~1~~2条第7条の規定による申請を受理したときは、適否を審査し、交付申請の可否を決定するとともに、規則第7条の規定により補助金等交付決定通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。~~の実績報告書に添付すべき同条第1号及び第2号に規定する書類は、次に掲げる書類とする。~~

~~(1) 鳥取市通話録音機能付電話機等補助事業報告書（様式第2号）~~

~~(2) 補助対象機器の購入及び設置に係る領収書の写し~~

~~(3) その他市長が必要と認める書類~~

（交付決定の取消し）

第10条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、該当交付決定の一部または全部を取り消すことができる。

- (1) 虚偽又は不正の手段により補助金の交付決定を受けたとき。
- (2) 前条の規定による交付決定の日において、第3条で定める補助対象者に該当しなくなったことが判明したとき。
- (3) 前2号に掲げる場合のほか、市長が補助金の交付が不相当であると認める事情があるとき。

2 市長は、前項の規定による取消しの決定を行った場合には、申請者に対してその旨を通知するものとする。

(補助金の返還)

第11条 市長は、前条の規定により交付決定を取り消した場合において、既に補助金が交付されているときは、期限を定めて返還を命じることができる。

(譲渡等の禁止財産処分の制限)

~~第10~~ 12条 本補助金の交付を受けて購入した補助対象機器を使用する者は、補助対象機器を購入した日の翌日から起算して6年を経過するまでの間、補助対象機器を補助金の交付の目的に反して使用、譲渡、交換、**売払**、貸与又は担保に供してはならない。ただし、市長が特別な事由があると認めるときは、この限りでない。

(調査への協力)

~~第11~~ 13条 本補助金の交付を受けた者は、市長が補助対象機器の使用状況等について調査を行う場合はこれに協力しなければならない。

(その他)

~~第12~~ 14条 規則及びこの要綱に定めるもののほか、本補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年10月11日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

